

## 麻醉博物館開館内規

2012年6月6日制定

2015年3月27日改定

### (目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻醉科学会（以下、「この法人」という。）の定款に基づき、麻醉博物館（以下「博物館」という。）の開館に関し必要な事項を定める。

### (開館時間)

第2条 博物館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、入館受付は、午後4時30分までとする。館長はこのほか、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (休館日)

第3条 博物館の休館日は、土日祝及び年末年始とする。館長はこのほか、陳列替えその他特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

### (資料コーナー)

第4条 博物館に置く資料コーナーは、図書その他の資料及び学術情報を収集、整理、保存して、本学会の会員及び公共の利用に供するとともに、研究・臨床・教育に供するものとする。麻醉博物館の検討を担当する委員会はこの資料コーナーを充実させるため、情報検索システムの研究、開発及び管理運営を行う。

### (内規の変更)

第5条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

### 附 則

1. この内規は2012年6月6日から施行する。